

富山県国民保護計画新旧対照表

(数値の更新、誤字の修正等の軽微な変更を除く。)

下線:変更箇所

u003cdiv data-bbox="47 174 953 868" data-label="Table">

変更項目	変更後	現行の記載	変更理由
P8 第1編第3章1 関係機関の事 務又は業務の 大綱	機関の名称: <u>日本医師会、国立健康危機管理研究機構</u> 、病院その他 の医療機関 事務又は業務の大綱: 1 医療の確保 <u>2 医療活動の実施に関する連絡調整</u>	機関の名称: <u>(追記)</u> 病院その他の医療機関 事務又は業務の大綱: 1 医療の確保 <u>(追記)</u>	指定公共機関が追加 されたことによる追 記。 保健・医療・福祉の連 携を行うため、保健医 療福祉活動の総合調 整を行う体制を整備 する旨を記載。
P22 第2編第1章第 1の3の表 国民の権利利 益の救済に係 る手続項目一 覧	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項): <u>防災課、厚生企画</u> 課、医務課、 <u>薬事指導課、くすり振興課</u> 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項): <u>防災課、厚生</u> 企画課 土地等の使用に関すること。(法第82条): <u>関係各課</u> (略) 住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの(法第 70条第1・3項): <u>危機管理課、防災課</u> (略) 消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要 請によるもの(法第115条第1項): <u>消防課、危機管理課、防災課</u> 保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの(法第123条第 1項): <u>厚生企画課</u> (略) 不服申立てに関すること。(法第6条、175条): <u>法務文書課</u> 訴訟に関すること。(法第6条、175条): <u>法務文書課</u>	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項): <u>(追記)</u> 厚生企画 課、医務課 <u>(追記)</u> 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項): <u>(追記)</u> 厚生企 画課 土地等の使用に関すること。(法第82条): <u>厚生企画課</u> (略) 住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの(法第 70条第1・3項): <u>防災・危機管理課</u> (略) 消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要 請によるもの(法第115条第1項): <u>防災・危機管理課</u> 保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの(法第123条第 1項): <u>医務課</u> (略) 不服申立てに関すること。(法第6条、175条): <u>文書学術課</u> 訴訟に関すること。(法第6条、175条): <u>文書学術課</u> <u>(新設)</u>	組織改編及び分掌事 務の見直しに伴う変 更。
P23 第2編第1章第 1の5 医療等提供体 制の確保	<u>5 医療等提供体制の確保(法第41条)</u> <u>県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者</u> <u>の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析</u> <u>等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備</u> <u>に努める。</u>		保健・医療・福祉の連 携を行うため、保健医 療福祉活動の総合調 整を行う体制を整備 する旨を記載。

変更項目	変更後	現行の記載	変更理由
P36 第2編第1章第5の2(3)⑦ 訓練にあたっての留意事項	県は、 <u>国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。</u>	(新設)	県が、指定公共機関及び指定地方公共機関へ、訓練及び研修会等へ参加するよう呼びかける旨を記載。
P37 第2編第2章の2(1)表 基礎的資料の準備	・避難所(長期避難住宅及び宿泊施設を含む)及び応急仮設住宅として活用できる土地、建物等のリスト(特に、 <u>長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等</u>) ・避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト	・避難所(長期避難住宅を含む)及び応急仮設住宅として活用できる土地、建物等のリスト(追記) ・(新設)	ホテル・旅館などの宿泊施設についても、避難所として供与し得ることを記載。 国民保護法施行令の改正(救援の項目に「福祉サービスの提供」を追加)に伴う追記。
P39 第2編第2章の6(1) 避難施設の指定の考え方	県は、 <u>国が定める「避難施設の確保に係る基本的な方針」、区域の人口</u> 、市町村で指定している防災のための避難場所等を参考に、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	県は、(追記)市町村で指定している防災のための避難場所を参考に、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	国が定めた避難施設の確保に係る基本方針を参考にすることを明記。 指定の参考とする事項の追記。
P51 第3編第2章の1(1)⑤ 県対策本部の開設	県対策本部担当者は、 <u>富山県防災危機管理センター5階大会議室及び4階オペレーションルーム</u> に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(略)	県対策本部担当者は、 <u>県庁4階大会議室及び4階大ホール</u> に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(略)	富山県防災危機管理センター整備に伴う変更。
P61 第3編第3章の表「救援」欄 対処の仕組み	(略) ・電話その他の通信設備の提供 ・ <u>福祉サービスの提供</u> ・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 (略)	(略) ・電話その他の通信設備の提供 (追記) ・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 (略)	国民保護法施行令の改正(救援の項目に「福祉サービスの提供」を追加)に伴う追記。

変更項目	変更後	現行の記載	変更理由
P70 第3編第4章第2の(3)③④ 県の区域を超える住民の避難	③ 知事は、避難先地域を管轄する知事として、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ県内の市町村と協議を行いつつ、県内の避難施設等の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設等の管理者に受入地域の決定を通知する。 ④ (略)なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう勧告が行われた場合は、避難施設等を管轄する知事として、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。	③ 知事は、避難先地域を管轄する知事として、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ県内の市町村と協議を行いつつ、県内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。 ④ (略)なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう勧告が行われた場合は、避難施設を管轄する知事として、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う修正。
P71 第3編第4章第2の2(6) 避難の指示の通知及び伝達	避難先地域の避難施設等の管理者に対しては、管理者が避難施設等の供与を早急に行うことができるよう、避難の指示の内容を通知する。	避難先地域の避難施設の管理者に対しては、管理者が避難所の開設を早急に行うことができるよう、避難の指示の内容を通知する。	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う修正。
P72 第3編第4章第2の3(2) 動物の保護等に関する配慮	県は、各省庁が定めた国民保護計画、都道府県が配慮すべき事項についての基本的な考え方、「富山県動物愛護管理推進計画」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。(略)	県は、国が示した「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」(平成17年環境省自然環境局・農林水産省生産局作成)を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。(略)	措置の参考とする事項の加除修正。
P73 第3編第4章第2の3(4)② 避難先及び避難方法	避難は、屋内避難又は事態の状況に応じて徒歩による避難施設等への避難が適切である。	避難は、屋内避難又は事態の状況に応じて徒歩による避難所への避難が適切である。	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う修正。

変更項目	変更後	現行の記載	変更理由
P77 第3編第4章第2の4 県による避難住民の誘導の支援等	<u>(12) ライフラインの安定的な供給</u> <u>県は、市町村と協力し、住民の避難に当たって、安全の確保に配慮した上で、それぞれの国民保護計画に定めるところにより、ライフラインの安定的な供給に努めるものとする。</u> <u>知事は、ライフライン事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、住民の避難に当たってライフラインが安定的に供給されるよう、自ら求めを行う。当該求めを行うにあたっては、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。</u> <u>知事は、ライフライン事業者である指定公共機関が、ライフラインの安定的な供給の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。</u>	<u>(新設)</u>	ライフラインの安定的な供給に係る県の役割を記載。
P77 第3編第4章第2の4 県による避難住民の誘導の支援等	<u>(13) 指定地方公共機関によるライフラインの安定的な供給の実施</u> <u>ライフライン事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から住民の避難に当たってライフラインの安定的な供給の求めがあったときは、正当な理由がない限り、この求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、ライフラインの安定的な供給を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</u>	<u>(新設)</u>	ライフライン事業者の役割を記載。
P83 第3編第5章の1(1) 救援の実施	<u>⑦ 福祉サービスの提供</u> <u>⑧～⑪ (略)</u>	<u>(新設)</u> <u>⑦～⑩ (略)</u>	国民保護法施行令の改正(救援の項目に「福祉サービスの提供」を追加)に伴う追記。
P85 第3編第5章の2 関係機関との連携	<u>(4) 事業者との連携</u> <u>県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。</u> <u>(5)～(7) (略)</u>	<u>(新設)</u> <u>(4)～(6) (略)</u>	食品・飲料水及び生活必需品等の給与を行う場合、災害時応援協定等の取組も参考とする旨を追記。

変更項目	変更後	現行の記載	変更理由
P85 第3編第5章の 3(1) 収容施設の供 与	<u>① 避難所等の候補の把握</u> <u>県は、市町村と協力して、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、宿泊施設の居室及び長期避難住宅等(賃貸住宅及び公営住宅等を含む。)の空室状況、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等及びその用地、建設型応急住宅を建設する場合の用地等の把握に努める。</u> <u>② (略)</u>	<u>(新設)</u> <u>① (略)</u>	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う追記。 避難所の迅速な開設に資するよう国が管理する施設等に関する対応方針を明記。
P85 第3編第5章の 3(1) 収容施設の供 与	<u>③ 避難所等の供与</u> 県は、①②で把握した情報に基づき、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、避難住民等を収容する。 また、<u>避難行動要支援者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。避難所での避難生活が長期にわたる場合等で、避難住民の健康上の配慮等が必要と認められる場合においては、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げの実施、長期避難住宅等の確保及び供与に努める。</u> <u>④ (略)</u>	<u>② 避難所の開設</u> 県は、①で把握した情報に基づき、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、避難住民等を収容する。 また、<u>避難行動要支援者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u> <u>③ (略)</u>	高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与に係る記載を削除。 ホテル・旅館などの宿泊施設についても、避難所として供与することを記載。
P86 第3編第5章の 3(2) 長期避難住宅 及び応急仮設 住宅の供与	(2) <u>長期避難住宅及び</u>応急仮設住宅の供与 県は、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では居住する住宅を確保できない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、次のとおり<u>長期避難住宅及び</u>応急仮設住宅を供与する。 <u>① 計画的供給</u> 県は、<u>長期避難住宅及び</u>応急仮設住宅の供与を希望する者の申請に基づき、市町村と協力して、要件に該当する者であることを確認したうえで、これらの者に対し、<u>長期避難住宅及び</u>応急仮設住宅を<u>迅速かつ</u>計画的に供給する。	(2) 応急仮設住宅の供与 県は、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では居住する住宅を確保できない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、次のとおり<u>応急仮設住宅</u>を供与する。 <u>① 計画的供給</u> 県は、<u>応急仮設住宅</u>の供与を希望する者の申請に基づき、市町村と協力して、要件に該当する者であることを確認したうえで、これらの者に対し、<u>応急仮設住宅</u>を計画的に供給する。	救援告示に対応した変更及び用語の適正化。
P86 第3編第5章の 3(2) 長期避難住宅 及び応急仮設 住宅の供与	<u>② 供給の方法</u> <u>県は、長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与について、建設、民間住宅の借り上げまたはその他適切な方法により行う。</u>	<u>(新設)</u>	救援告示に対応した変更。

変更項目	変更後	現行の記載	変更理由
P86 第3編第5章の3(3) 長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与	③ 構造、規模、費用等の決定等 県は、 <u>建設により供与する長期避難住宅及び</u> 応急仮設住宅について、「救援の程度及び基準」に従い、必要に応じて国と協議のうえ、適切な構造、規模、費用等を決定し、設計・施工を発注し、必要な工事検査等を行う。	② 構造、規模、費用等の決定等 県は、供与する応急仮設住宅について、「救援の程度及び基準」に従い、必要に応じて国と協議のうえ、適切な構造、規模、費用等を決定し、設計・施工を発注し、必要な工事検査等を行う。	救援告示に対応した変更及び用語の適正化。
P86 第3編第5章の3(4) 長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与	④ <u>資機材等の調達における支援の求め</u> <u>知事は、長期避難住宅及び応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国等に資機材の調達について支援の求めを行う。</u>	(新設)	救援告示に対応した変更。
P86 第3編第5章の3(4) 長期避難住宅及び応急仮設住宅の供与	⑤ <u>長期避難住宅及び</u> 応急仮設住宅の維持管理 県は、 <u>長期避難住宅及び</u> 応急仮設住宅を設置した場合において、適切な維持管理を行う。	③ 応急仮設住宅の維持管理 県は、 <u>応急仮設住宅</u> を設置した場合において、適切な維持管理を行う。	救援告示に対応した変更。
P88 第3編第5章の3(5)② 医療機関による医療救護活動	ア 災害拠点病院(県立中央病院、富山大学附属病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院、 <u>厚生連高岡病院、済生会富山病院</u>)をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、 <u>国立病院機構、日本赤十字社及び日本医師会</u> は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとする。 イ (略) ウ 県は、必要に応じ、国、 <u>国立病院機構、日本赤十字社及び日本医師会</u> に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。	ア 災害拠点病院(県立中央病院、富山大学附属病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院(<u>追記</u>))をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、 <u>国立病院機構及び日本赤十字社</u> は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとする。 イ (略) ウ 県は、必要に応じ、国、 <u>国立病院機構及び日本赤十字社</u> に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。	災害拠点病院の追加。 指定公共機関の追加。
P88 第3編第5章の3(8) 電話その他の通信設備の提供	県は、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等※に対する電話、ファクシミリ、インターネット端末等の通信手段の確保を図る。 <u>知事は、避難住民等の通信手段の確保のため必要と認められるときには、国等へ支援の求めを行う。</u>	県は、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対する電話、ファクシミリ、インターネット端末等の通信手段の確保を図る。 (<u>追記</u>)	国等への支援の求めについて記載。

変更項目	変更後	現行の記載	変更理由
P88.89 第3編第5章の 3(9) 福祉サービス の提供	<u>(9) 福祉サービスの提供</u> <u>県は、避難住民等のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対する福祉サービスについて、次のとおり提供の確保を図る。</u> ① 県は、市町村と協力して、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握に努める。 ② 県は、市町村と連携して、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者からの相談への対応、避難生活上の支援の実施、必要に応じた福祉避難所の設置等、福祉サービスの提供の確保に努める。福祉サービスの提供においては、社会福祉協議会、福祉施設等の関係機関に協力を求めるものとする。 <u>知事は、これらの福祉サービスの提供のため必要と認められるときには、国等へ支援の求めを行う。</u>	<u>(新設)</u>	国民保護法施行令の改正（救援の項目に「福祉サービスの提供」を追加）に伴う追記。
P89 第3編第5章の 3(10) 住宅の応急修理	<u>(10) 住宅の応急修理</u> 県は、武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をできない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居住に必要最小限度の部分について<u>次のとおり</u>応急修理を行う。 ① 県は、市町村と協力し、被災戸数や被災の程度等、住宅の被災状況の把握に努める。また、市町村と連携して、応急修理の相談窓口を設置し、<u>応急修理を希望する者の申請受付や要件に該当する者であることの確認を行う。</u> ② 県は、市町村と協力し、応急修理の施工者の把握及び修理のための資材の供給体制の確保に努める。 <u>知事は、住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国等へ支援の求めを行う。</u> ③ 県は、応急修理について、必要に応じて国と協議のうえ、適切な時期、優先箇所等を決定し、施工を発注し、必要な工事検査等を行う。	<u>(9) 住宅の応急修理</u> 県は、武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をできない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居住に必要最小限度の部分について<u>計画的に</u>応急修理を行う。 <u>(追記)</u>	救援告示に対応した追記。 国等への支援の求めについて記載。
P89 第3編第5章の 3(11) 学用品の給与	<u>(11) 学用品の給与</u> 県は、市町村と連携し、教科書、文房具及び通学用品を<u>喪失又は損傷し、(略)</u> <u>知事は、教科書等の給与のために必要と認められる場合には、国等へ支援の求めを行う。</u>	<u>(10) 学用品の給与</u> 県は、市町村と連携し、教科書、文房具及び通学用品を<u>そう失又はき損し、(略)</u> <u>(追記)</u>	用語の適正化。 救援告示に対応した追記。 国等への支援の求めについて記載。

変更項目	変更後	現行の記載	変更理由
P89.90 第3編第5章の3 救援の実施における留意事項	(12)、(13) (略)	(11)、(12) (略)	用語の適正化。
P92 第3編第6章の1(1) 安否情報の収集	県は、 <u>供与した避難施設等</u> において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。	県は、 <u>開設した避難所</u> において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う修正。
P105 第3編第7章第4の1(4) 警察官等による退避の指示	(4) <u>警察官等</u> による退避の指示 ① 警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。 ② <u>海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める住民及び船舶に対し、退避の指示をすることができる。</u>	(4) <u>警察官</u> による退避の指示 警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。 (追記)	海上保安官は必要に応じて退避の指示をすることができることを記載。
P110 第3編第9章の1(5) 動物関係対策	飼育者や住民から逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。 また、 <u>避難施設等</u> 及び <u>長期避難住宅又は仮設住宅</u> における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、市町村に協力を要請する。	飼育者や住民から逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。 また、 <u>避難所</u> 及び <u>仮設住宅</u> における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、市町村に協力を要請する。	あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与することに伴う修正。 救援告示に対応した追記。